

日常生活を
サポートします！



母子家庭・父子家庭・寡婦の方が
一時的に家事や保育にお困りのときに
家庭生活支援員を派遣します。

例えば・・・

- ・けがや病気で家事ができないので手伝ってほしい
- ・資格取得や就職活動などのときに子どもを見てほしい
- ・残業で迎えに行けない間、子どもを見てほしい



家庭生活支援員を派遣し、日常生活をサポートします！



利用制限：1か月に5日まで（1時間単位、1日8時間以内）

利用料：所得に応じて利用料の負担があります。

子どもが2人以上の場合は人数に応じて負担額が増えます。

利用者の世帯区分	利用者の負担額(1時間当たり)	
	生活援助 (家事等の日常生活援助)	子育て支援 (子どもの保育等)
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

利用の流れ

子育て支援係にて
支援員派遣対象家
庭の登録をします。



利用するとき
は事前に申
請をします。



利用者と支援員
で事前に当日の
打ち合わせをし
ます。



支援員が派遣さ
れます。支援終
了後、費用の支
払いをします。

※地域や日時、支援内容、世帯状況によっては派遣できない場合があります。事前にお問合せください。

【問合せ・申込み】

安城市役所 子ども課子育て支援係（本庁舎1階4番窓口）

時間：平日 8:30～17:15 TEL:0566-71-2229

※令和8年6月1日(月)以降は、午前9時～午後4時となります。

